

関西福祉大学 会議組織規則

(目 的)

第1条 関西福祉大学（以下「大学」という。）は、本学に寄せられた社会や学習者の期待に応えるとともに、大学の建学の精神及び基本理念に基づいて、その社会的責任を遂行しなければならない。この目的を有効に実現するための本学の経営は、激動する社会と環境の変化に対応する柔軟な発想と迅速な意思決定が求められ、それを可能にする責任ある組織運営体制が確立されなければならない。

(趣 旨)

第2条 この規則は、前条の目的にそって、本学の審議機関としての会議組織のあり方と運営の基本を定めるものであり、その会議組織は、次条に定めるとおりとする。この場合において、次条に定める会議組織が審議する事項等並びに当該組織の下位の内部組織の設置及びその審議する事項等については、施行細則で定めるものとする。

(会 議)

第3条 本学の経営及び教育研究の円滑な運営をはかるため、次の会議及び委員会を設置する。

- (1) 関西福祉大学学長補佐会議
- (2) 関西福祉大学研究科委員会
- (3) 関西福祉大学教授会
- (4) 関西福祉大学学部会
- (5) 関西福祉大学事務局管理職会議
- (6) 関西福祉大学各種委員会（この規則第14条に定める各種委員会）
- (7) その他運営上必要な会議

(定 足 数)

第4条 各会議は、特に定めるものを除いて3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、休職、留学、並びに公務出張中の者は定足数から除外する。

(議 決 数)

第5条 会議の議決は、第3条第1号、第5号に定める会議並びに特に定めるものを除いて出席者の過半数で決するものとする。ただし、可否同数の場合には、議長の決するところによる。

第6条 (削除)

第6条の2 (削除)

(学長補佐会議)

第6条の3 学長補佐会議は、原則として毎月1回学長が会議を招集、主宰し、次の事項について審議する。

- (1) 大学運営に関する重要事項
- (2) 予算編成に関する事項
- (3) 教職員の人事に関する事項
- (4) 教授会及び研究科委員会の事前調整事項
- (5) 学長諮問事項

2 学長補佐会議は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) (削除)
- (4) 学部長
- (5) 事務局長
- (6) 事務局次長
- (7) 各課室長
- (8) その他参加できる者

ア 研究科長

イ 学長が指名する者

(研究科委員会)

第6条の4 研究科委員会の組織及び運営等に関する事項は、研究科委員会規則で定める。

(教授会)

第7条 教授会の組織及び運営等に関する事項は、関西福祉大学教授会規則で定める。

第8条 (削除)

第8条の2 (削除)

(学部会)

第8条の3 学部会は、原則として毎月1回、各学部長が招集、主宰し、次の事項について審議する。

- (1) 各学部の教育研究に関する事項
- (2) 学長諮問事項の検討及び答申案の作成に関する事項
- (3) 学生の学籍異動に関する事項
- (4) 学生の賞罰及び厚生補導に関する事項
- (5) その他、各学部長が必要と認める事項

2 学部会は、各学部に設置し、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 学部長
- (2) 教授・准教授・講師・助教・助手
- (3) その他参加できる者

ア 事務局長

イ 学部長が指名する者

- (4) (削除)

3 学部運営上の重要事項について特段の調整が必要な場合、学部長は、当該学部の教授、事務局長及び学部長が指名する者で構成する部会を招集し、主宰することができる。

第9条 (削除)

(事務局管理職会議)

第10条 事務局管理職会議は、事務局長、事務局次長及び事務局各課室長で構成する。

2 毎週1回定例会議を開催するものとし、事務局長が招集、主宰して経営及び事務局運営に関する事項を審議する。

第11条 (削除)

第12条 (削除)

第13条 (削除)

(各種委員会)

第14条 大学及び附属機関等の運営や教務に関する専門的な課題について審議、提案するため、施行細則で定める各種委員会等を設置する。

2 前項に規定する委員会のほか、学長が必要と認める場合には、臨時に委員会を置くことができるものとする。

(委員の構成)

第15条 委員会は、専任の教職員で構成する。

2 委員会に委員長を置く。また、委員会の業務により、副委員長を置くことができる。

3 委員の任期は、1年とし、再任することができる。ただし、学長は業務の都合により委員の任期を短縮することができる。また、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、当該委員の任期の残任期間とする。

4 委員長・副委員長は、各学部長及び研究科長の推薦により、学長が任命する。

5 委員長は、必要に応じて委員と協議の上、学生代表及び関係者を委員会に出席させることができる。

(委員長・副委員長)

第16条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が業務その他の事情により不在のときは、委員長職を代行する。

3 委員長は、議題に応じて、ひろく委員以外からも意見を聴取することができる。

4 委員長は、委員会の課題に応じて、小委員会または分科会を組織して会務を処理することができる。

5 常設を必要としない小委員会及び分科会は、設置にあたって期限を定めなければならない。

6 委員長は、委員会の運営に当たっては必要な関係部署に報告し、調整しなければならない。

(委員会の機能・審議事項等)

第17条 各種委員会の機能・審議事項及び構成員・所管事務局は、施行細則で定める。ただし、学長が必要と認めるときは、各委員会に施行細則で定める項目以外の事項を諮問することがある。

第18条 (削除)

(細 則)

第19条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、各委員会の細則または内規で定めるものとする。

(事務所掌)

第 19 条の 2 この規程に関する事務は、総務課が所掌する。

(改 廃)

第 20 条 この規則の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

この規程の施行に伴い、教務、実習、学生、進路指導の各委員会規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。